

中小企業再生支援協議会の活動状況について
～平成20年度活動状況分析～

平成21年5月
中小企業庁
経営支援課

中小企業再生支援協議会とは

協議会事業

多様な中小企業の事業再生を支援するため、平成15年に各都道府県に1箇所ずつ中小企業再生支援協議会を設置しています。

各協議会に、企業再生に関する知識と経験を持つ専門家（公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等）が常駐しており、中小企業の再生に係る相談などにきめ細やかに対応しつつ、地域の総力を結集し再生を支援しています。

支援スキーム

窓口相談（1次対応）

常駐専門家が、ヒアリング・面談等により中小企業の経営状況を把握し、提出資料等の分析を通じて、経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、どのような支援が最も良いのかを検討します。

「再生計画」の策定が必要だと判断した場合

関係機関の窓口を紹介することが適切だと判断した場合

再生の可能性が低く協議会での対応が困難だと判断した場合

適切な窓口（商工会議所・商工会・中小企業支援センター・政府系金融機関等）を紹介。

可能な範囲でのアドバイスや専門家等の紹介。

「再生計画」策定支援（2次対応）

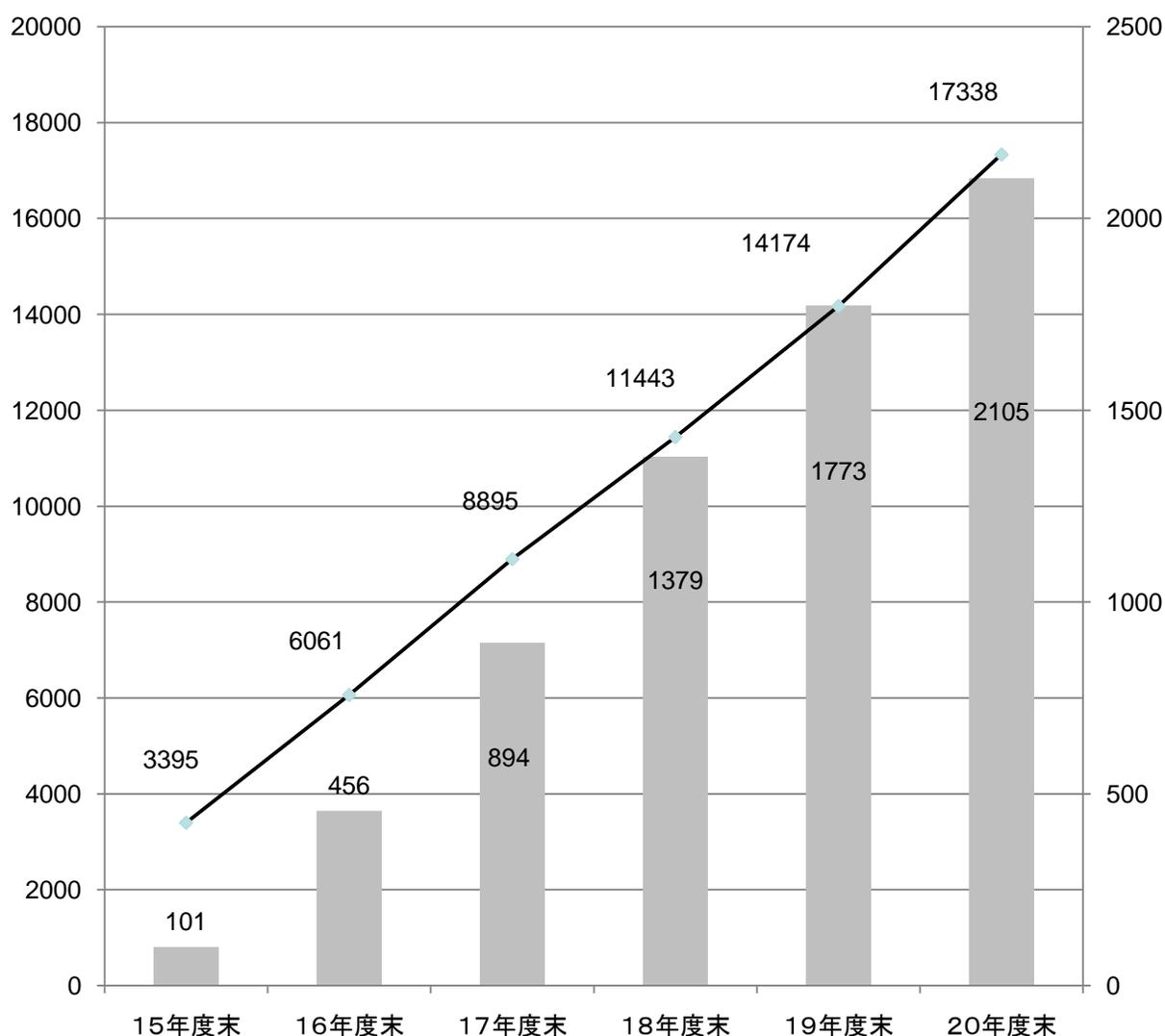
常駐専門家が中心となり、中小企業診断士等の外部専門家、関係金融機関等により個別支援チームを編成し、再生計画策定を支援。

1. 窓口相談及び再生計画策定支援件数の推移

・中小企業再生支援協議会は、平成15年2月の発足以来、平成20年度末までに17,338社からの相談に応じ、2,105社の再生計画の策定支援を完了するなどの着実な成果をあげています。

相談企業数

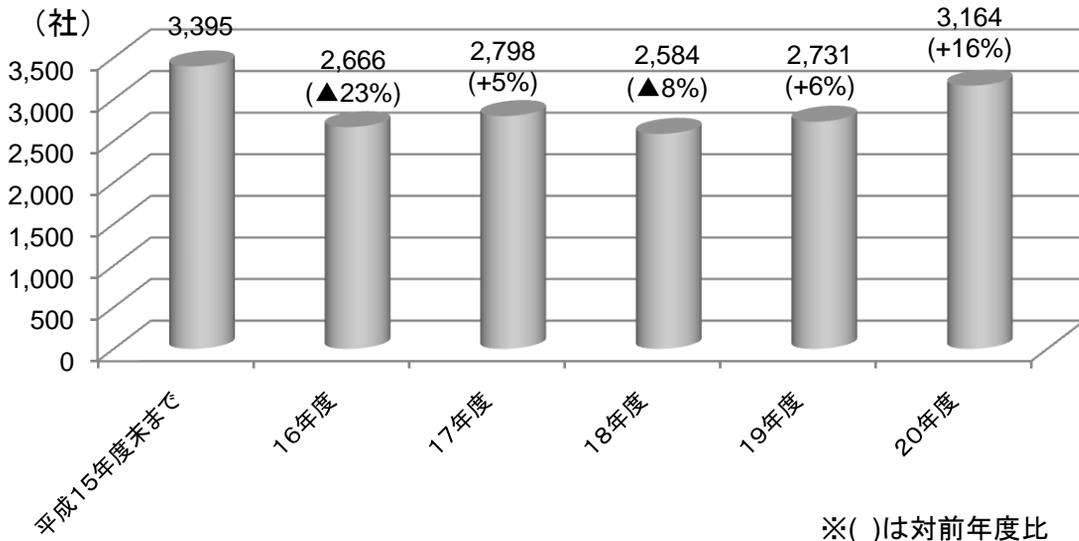
計画策定完了件数



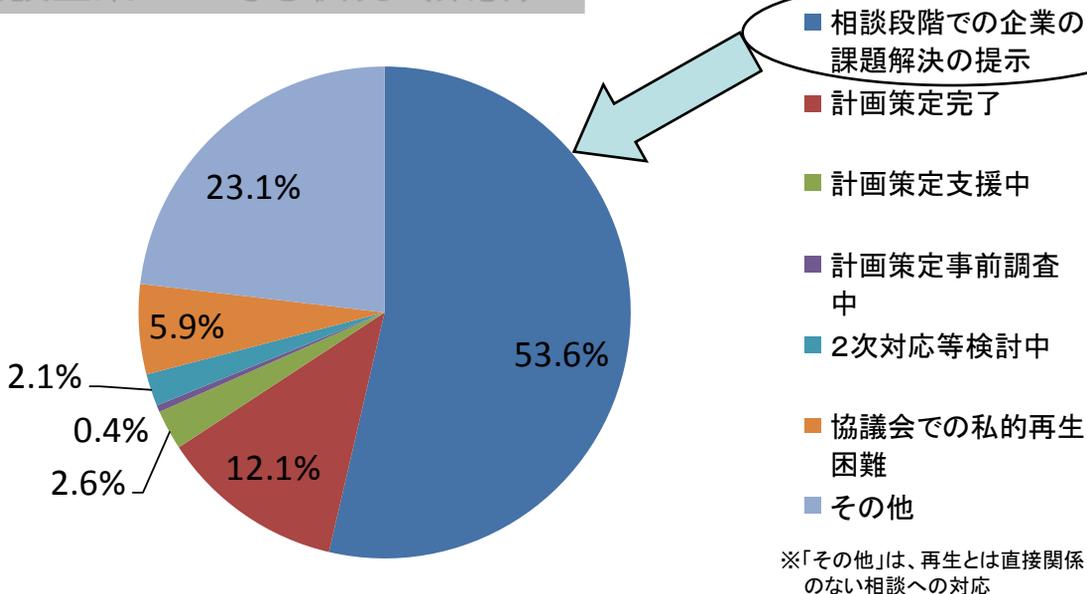
2. 窓口相談企業への対応状況

- ・窓口相談企業数はここ数年、2,000件台後半で推移していましたが、平成20年度は平成15年度以来5年ぶりに3,000件を超え、3,164件となりました(対前年比16%増)。
- ・窓口相談に訪れた企業のうち、半数を超える企業が相談段階(一次対応)で課題が解決しており、再生計画策定支援(二次対応)を実施したのは、検討中を含め17%となっています。
- ・再生支援協議会は、再生計画策定支援だけでなく、企業の総合的な相談窓口としての役割も果たしているものと考えられます。

相談企業数の年度推移



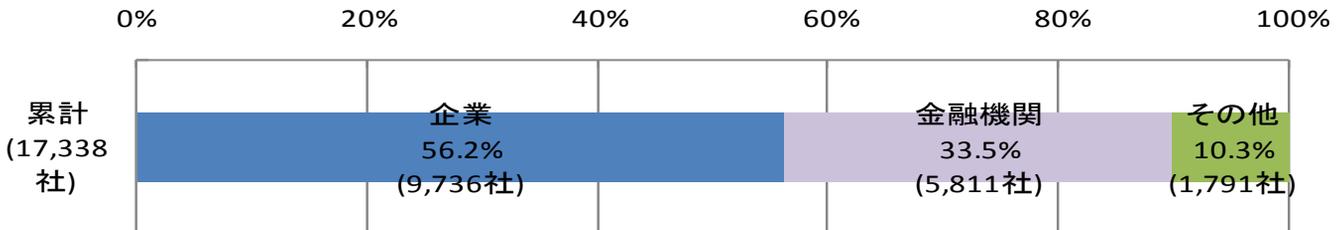
相談企業への対応状況(累計)



3. 窓口相談への相談持込者の内訳

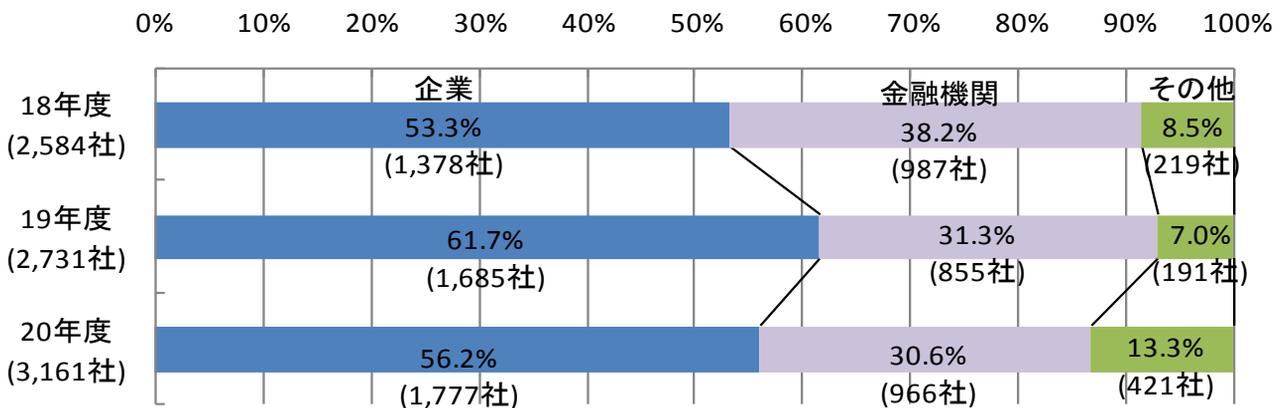
- ・再生支援協議会に持ち込まれた相談の持込者は、企業自身が最も多く56%を占めており、次いで金融機関が33%となっています。
- ・平成20年度は、商工会・商工会議所や都道府県の中小企業支援センターなどからの持ち込みが大幅に増えており、件数では前年度の191社から421社と2倍以上に増加しています。
- ・金融機関からの持ち込みの割合は年々減少傾向にあるものの、年に900社前後の相談が持ち込まれていることから、再生支援協議会は、金融機関の相談窓口としての機能も有していると考えられます。

累計



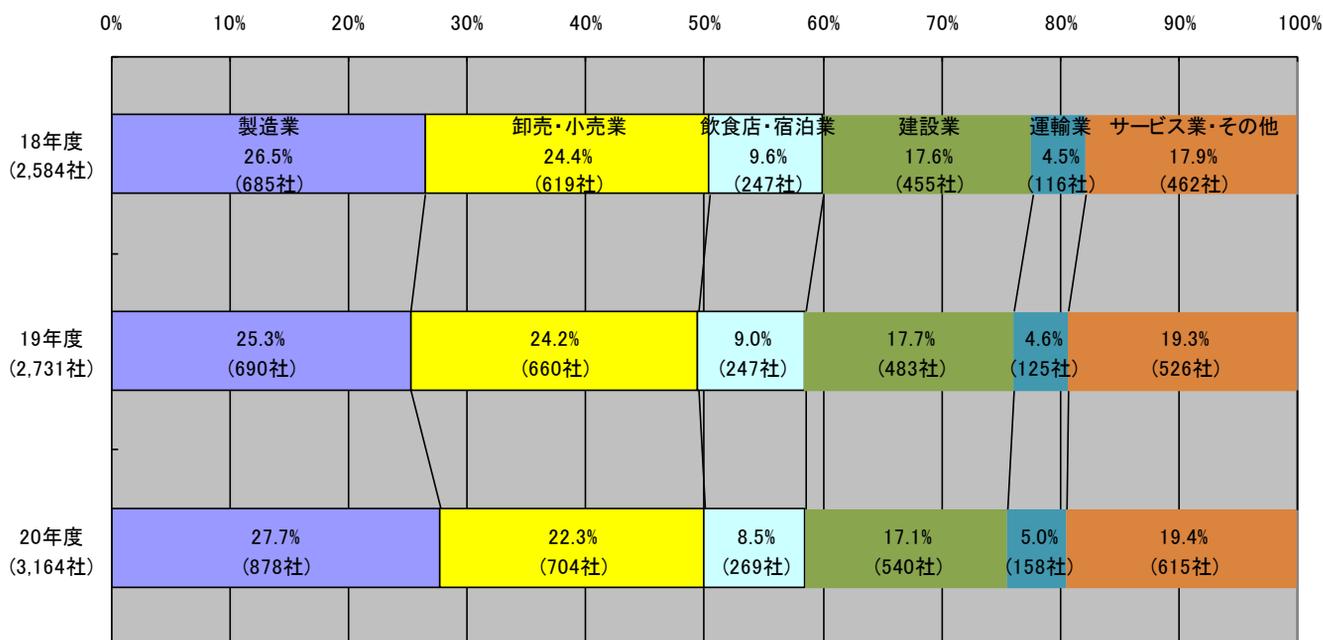
※「その他」の主なものは「商工会・商工会議所」、「都道府県中小企業支援センター」。

年度推移

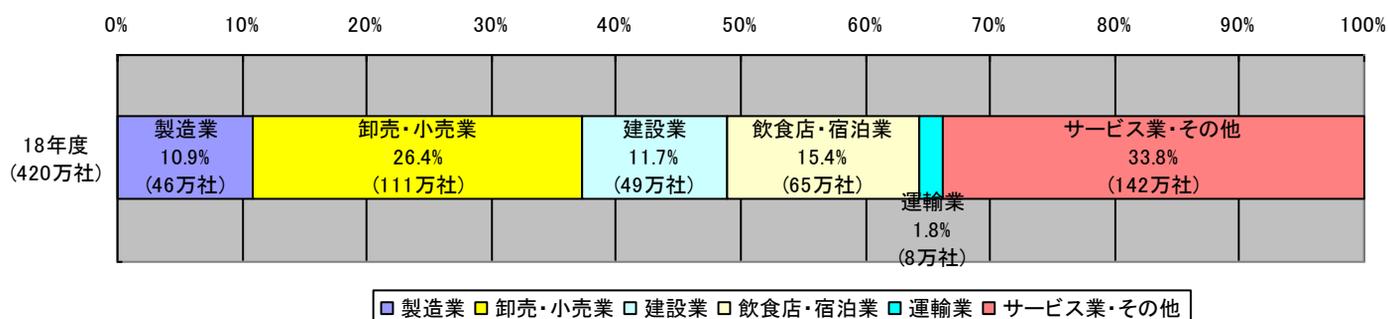


4. 窓口相談企業の業種別割合

- ・窓口相談に訪れる企業の業種は、製造業、卸売・小売業、建設業の順に割合が高くなっており、年度による割合の変化はほとんどありません。
- ・また、相談企業の業種別割合を中小企業全体の業種別割合と比較すると、製造業の割合が中小企業全体における割合を大きく上回っている一方、飲食店・宿泊業やサービス業等の割合は下回っており、特に製造業において再生支援協議会の活用が進んでいることがうかがわれます。



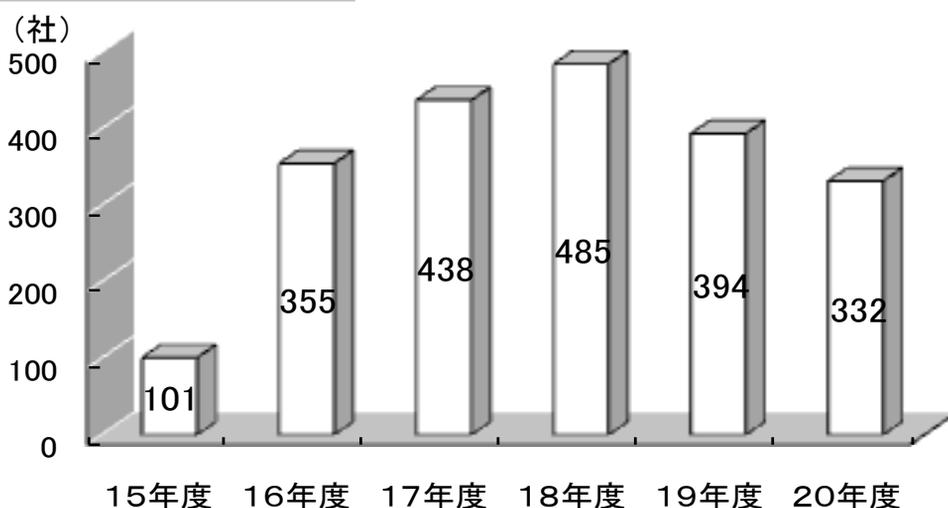
<参考: 中小企業の業種別割合(企業ベース)> ※総務省「事業所・企業統計調査」より再編加工



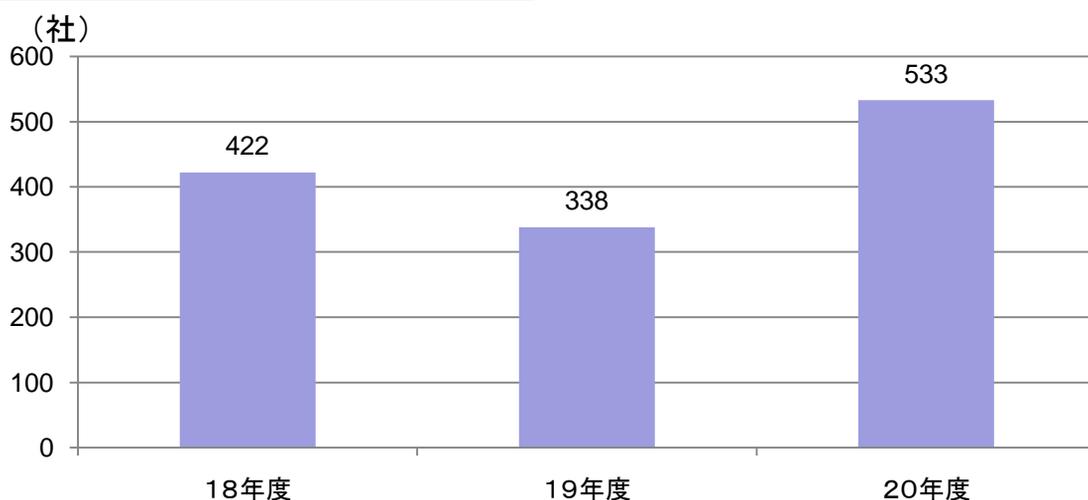
5. 計画策定支援完了企業数及び新規支援開始企業数

- ・再生計画の策定支援を完了した企業数は、平成20年度は332社となっており、平成18年度から2年続けて減少しています。
- ・一方で、平成20年度に新たに再生計画の策定支援を開始した企業数は533社と、前年度に比べ約57%の大幅な増加となっています。
- ・新たに支援を開始した企業数が増えている一方で、完了件数が減少している背景には、いわゆる「レーマン・ショック」以降、内外の景気が一段と厳しさを増しているなか、事業や収益改善の見通しが立てにくく、関係者間の調整に時間を要しているものと考えられます。
- ・中小企業を取り巻く状況が厳しさを増す中、増加傾向にある計画策定支援開始案件に適切に対応していくためには、企業価値評価のより積極的な実施と計画策定の迅速化が求められております。

完了件数の年度推移



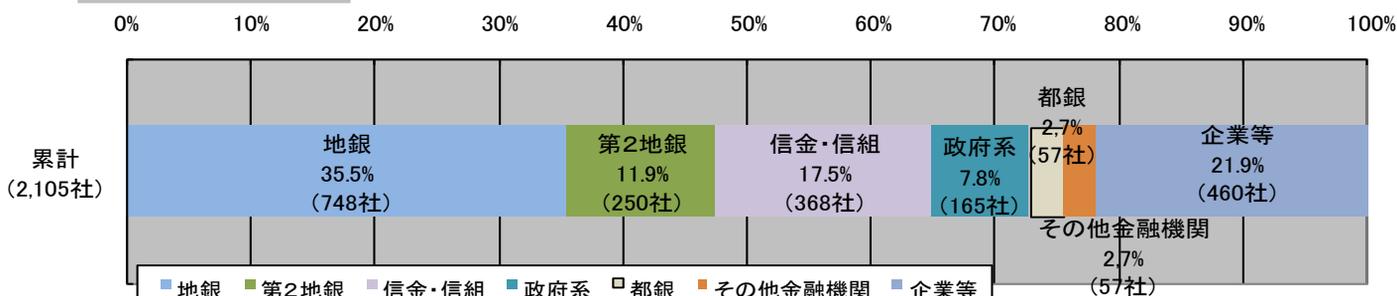
新規支援開始件数の年度推移



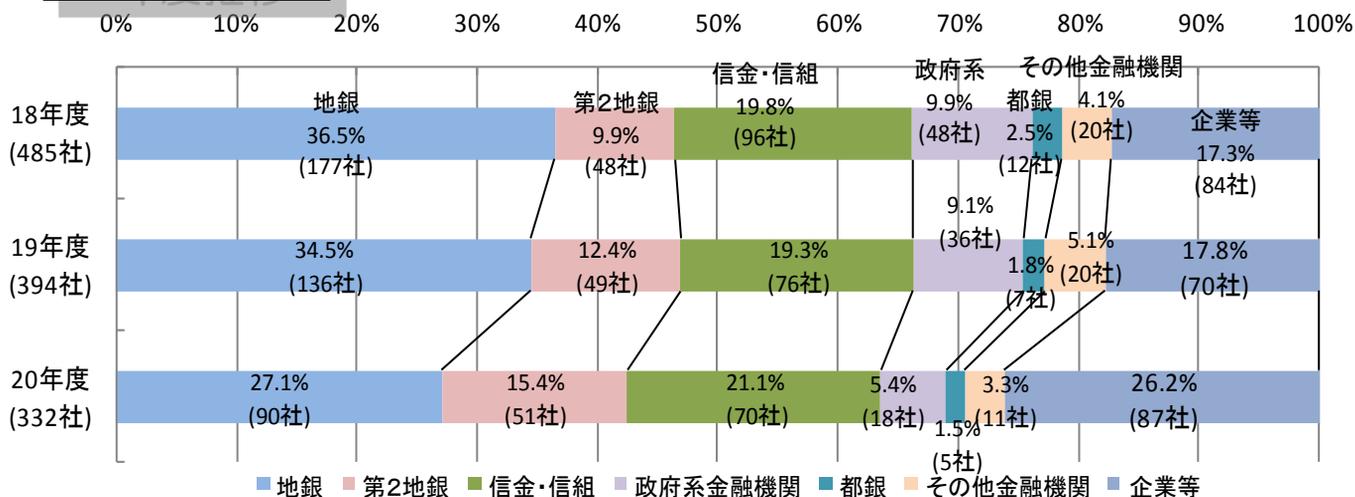
6. 計画策定支援完了企業の相談持込者の内訳

- ・計画策定支援完了案件の持込み者については、金融機関が約8割を占めています。
- ・年度推移を見ると、割合では地銀、第2地銀、信金・信組等の地域の金融機関からの持ち込みがどの年度も併せて6割を超えていますが、件数は減少傾向にあり、特に地銀は平成18年度の177社から平成20年度は90社とおよそ半分まで減少しています。
- ・中小企業の再生は地域の雇用や取引先を守るものであり、金融機関にとっても経済合理性があることから、引き続き地域の金融機関と連携した積極的な再生支援が望まれます。
- ・なお、企業からの持ち込みは件数では微増にとどまっていますが、平成20年度は持ち込み数全体が減少したことから、全体に占める割合は26%に大きく増加しています。

累計



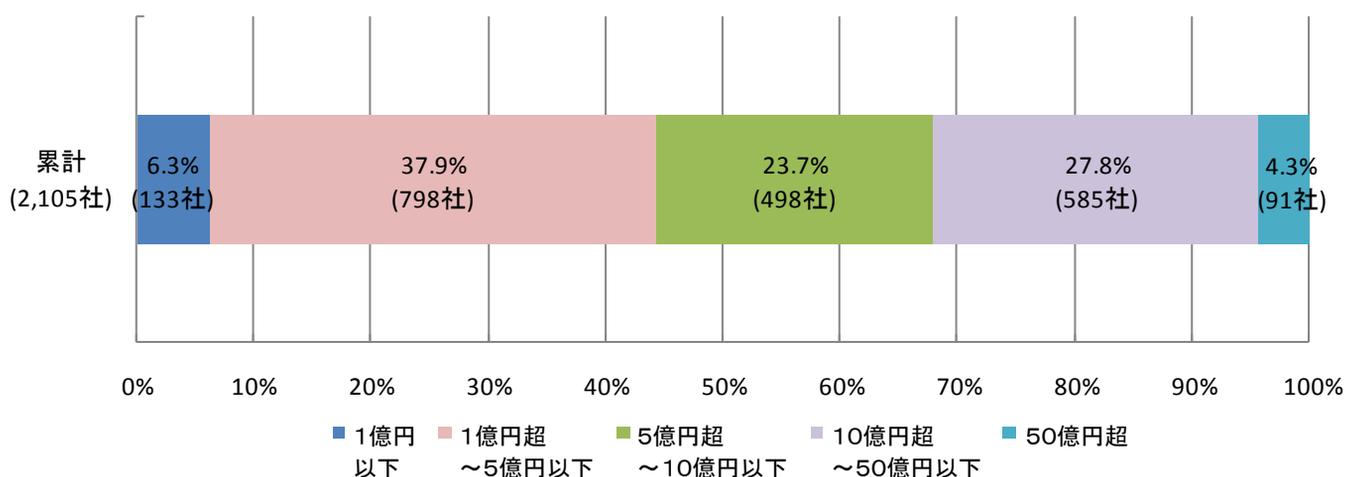
年度推移



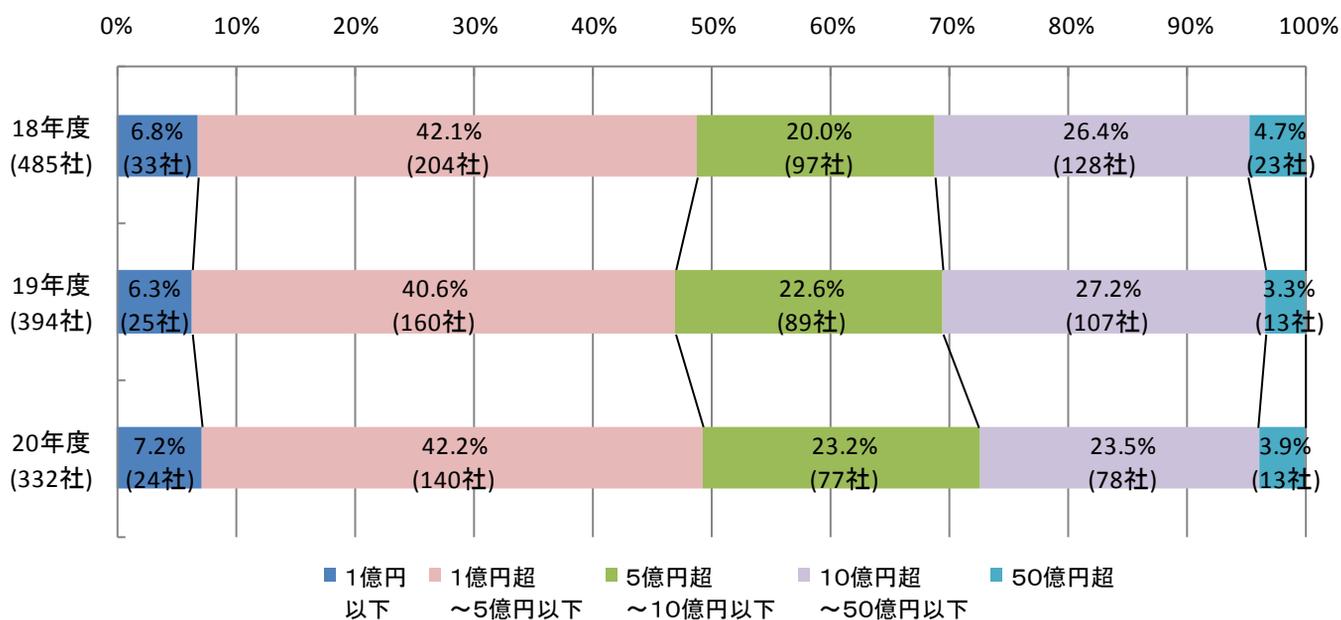
7. 計画策定支援完了企業の規模別（売上高）割合

- ・計画策定支援完了企業には、売上高が小規模な中小企業から比較的大きな規模の中小企業までが対象になっており、再生支援協議会が再生計画の策定を幅広く支援してきたことが分かります。
- ・年度推移を見ると、割合の構成に年度による大きな変動は見られませんが、件数では売上高1～5億円及び10～50億円の企業に顕著な減少が見られます。

累計



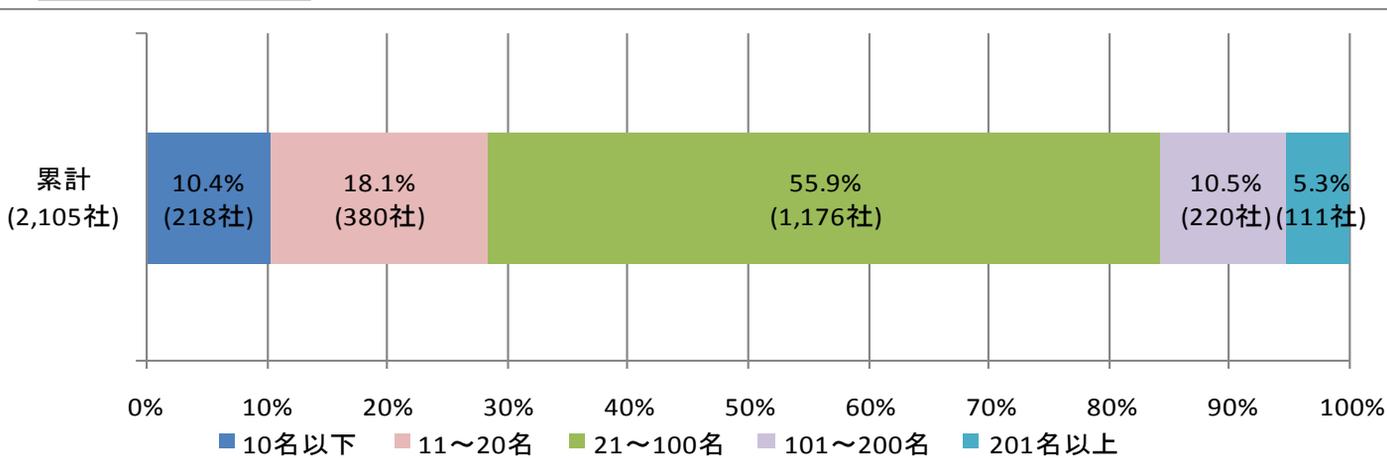
年度推移



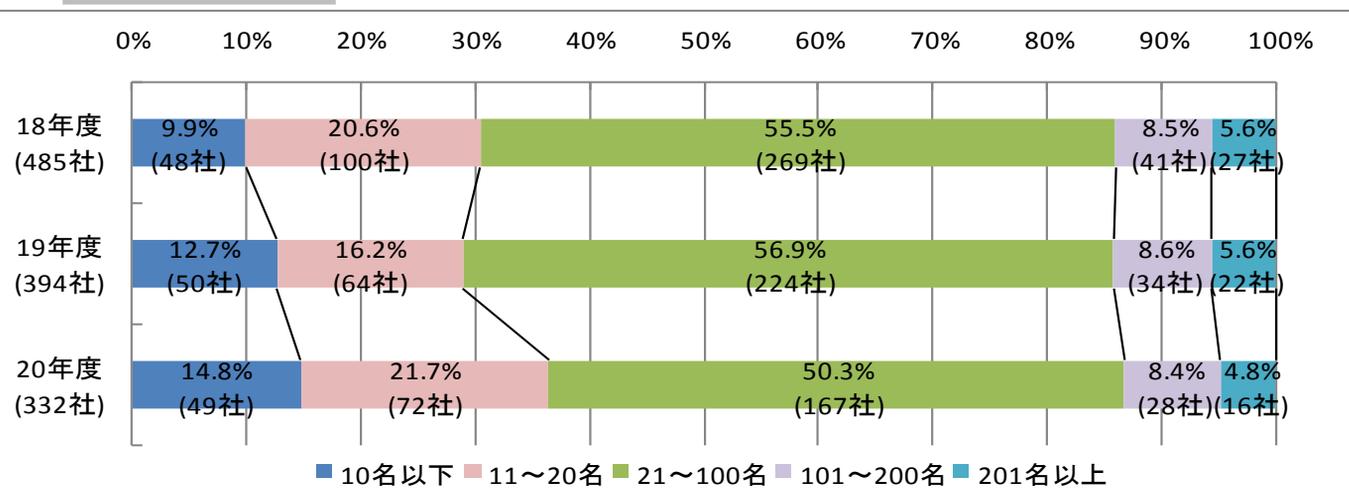
8. 計画策定支援完了企業の規模別（従業員数）割合

- ・計画策定支援完了企業の従業員規模については、売上高と同様、小規模な中小企業から比較的大きな規模の中小企業までが対象になっており、再生支援協議会が再生計画の策定を幅広く支援してきたことが分かります。
- ・年度推移を見ると、割合の構成に年度による顕著な変化は見られないものの、件数では従業員数が10名以下の企業が横ばいである一方、従業員数が11名以上の企業はすべてのカテゴリーにおいて減少しています。

累計



年度推移

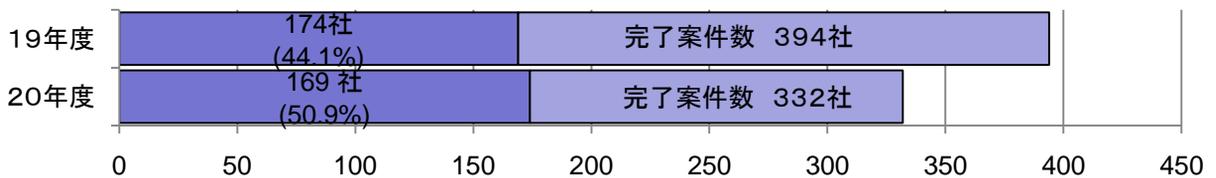


9. 計画策定支援完了企業の手法分析（事業面）

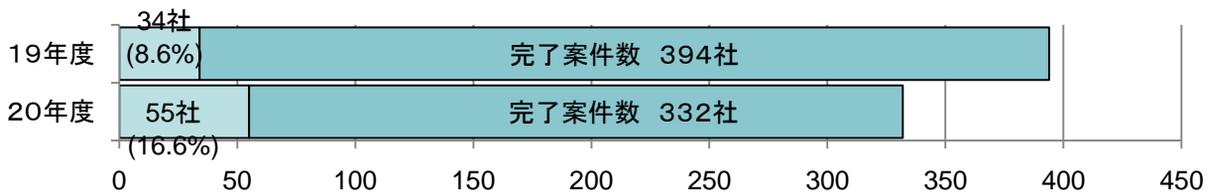
- ・計画策定支援完了企業のうち約半数の企業が「管理会計手法導入による製品別・取引先別等の選択と集中」を実施するなど、多くの再生計画で事業面での取組が行われていることが分かります。
- ・中小企業を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後は存続する事業の価値（持ち味）を向上させるような再生計画の策定支援がますます重要となってきております。
- ・雇用確保の状況を見ると、約3／4の企業が全ての雇用を維持する再生計画を策定し、さらに約1割の企業が新規に雇用を行う計画を策定するなど、雇用の確保に配慮した計画が大半を占めています。事業価値のある中小企業の再生により、地域の雇用が守られていることが分かります。

事業面での手法

管理会計手法導入

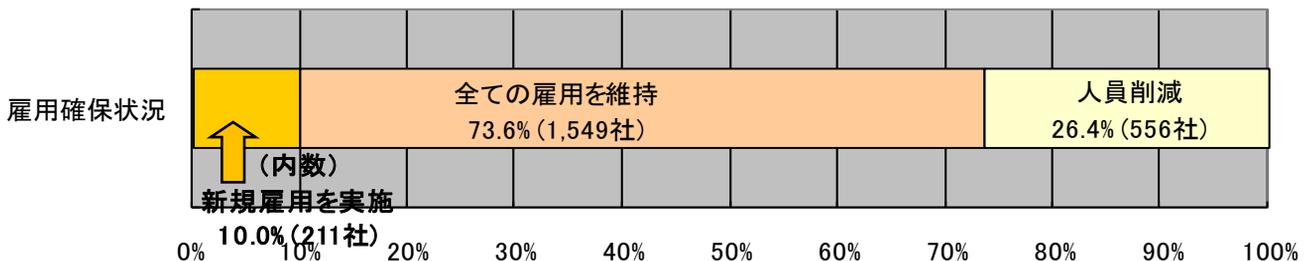


関係会社整理等



雇用確保の状況

※数値は、平成20年度末までの累積割合は、全完了企業2,105社に占める割合



10. 計画策定支援完了企業の手法分析（財務面）

- ・再生手法の年度別の内訳を見ると、リスケジュールが案件数では減少しているものの、全体に占める割合はどの年度も約6割と概ね横ばいで推移しており、リスケジュールは手法として最も多く用いられています。
- ・厳しい環境にある中小企業に対しては、平常時とは違う事業再生支援が必要であり、今後は改定金融検査マニュアルを踏まえたリスケジュール型の支援の更なる活用が重要と考えられます。
- ・また、債権放棄に占める第二会社方式の割合は年々増加しており、平成20年度には71%となっています。
- ・第二会社方式は、債務者・債権者の双方が取り組み易く、税務上の処理も簡便であるなどのメリットがあり、再生手法として有効であることから、改正産活法による環境整備を踏まえた活用促進が期待されます。

財務面での手法

